

令和7年7月31日

長崎河川国道事務所

長崎県内初、届出対象区域の指定

道路区域では、電線類の地中化などを進め、災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞の防止に取り組んでいます。一方、道路区域外の沿道の民地に設置された電柱等の倒壊による道路の閉塞の危険もあります。

沿道民地からの電柱の倒壊による道路閉塞を防止するために、長崎県内で初めて、「届出対象区域」を指定し令和7年8月1日より運用開始することになりましたのでお知らせします。

これにより、届出対象区域の中に電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行えることとなります。

・届出対象区域：国道34号 桜馬場交差点～市役所前交差点



国土地理院地図を加工して作成

※「届出・勧告制度」の概要については別紙にて記載しています。

【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局

長崎河川国道事務所

総括保全対策官

ひろわたり まなぶ

廣渡 学 (内線309)

のぞえ けいすけ

道路管理第一課 課長 野副 恵督 (内線431)

電話 095-839-9211 (代表)

095-839-9893 (直通)

FAX 095-839-9383

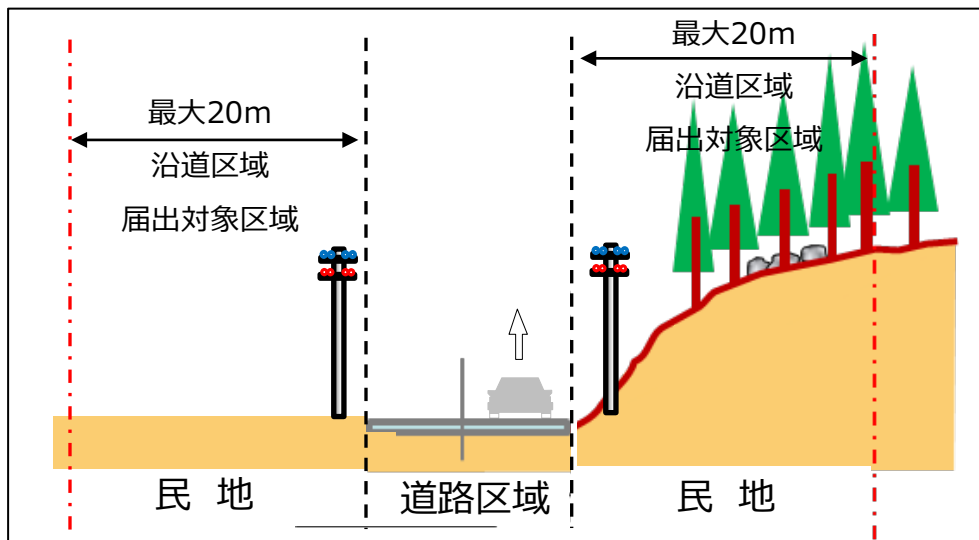
○目的

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止(道路法改正(R3.9施行))

○制度の概要

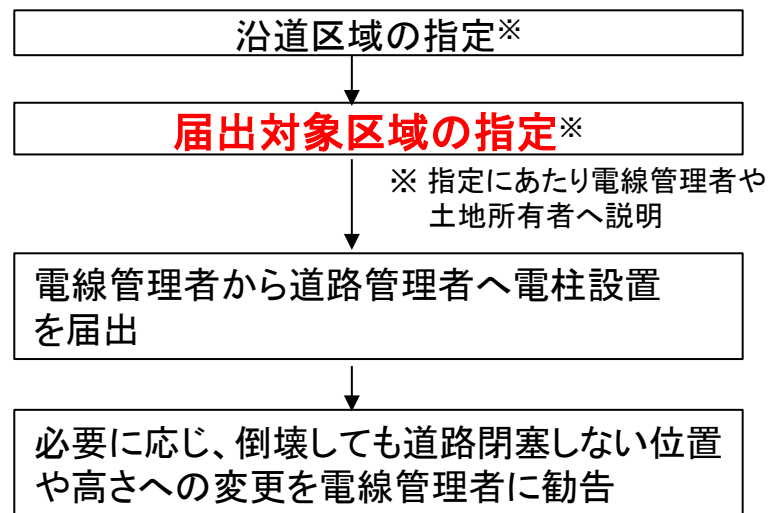
道路管理者は沿道区域・届出対象区域を指定し、区域内に工作物(電柱)を設置する際は、電線管理者から道路管理者へ届出。届出に対し、道路閉塞のおそれがある場合は必要に応じ勧告。

【沿道区域・届出対象区域のイメージ】



沿道区域: 道路に損害や危険を及ぼす場合は、その防止措置を命ずることが可能な区域
届出対象区域: 沿道区域の全部又は一部において、電柱を設置する際、届出が必要な区域

【手続きの流れ】



【沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例】



【道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）】

